

市電延伸に伴う 都市計画に係る説明会

令和6年10月

熊本市 移動円滑推進課 市電延伸室

本日の説明内容

1. 本市が目指す公共交通の将来像
2. 市電の延伸「（仮称）東町線」の概要
3. （仮称）東町線の整備効果と各種施策の一体的な展開
4. （仮称）東町線の整備に伴う都市計画の概要
5. 都市計画制度の概要
6. 今後のスケジュール

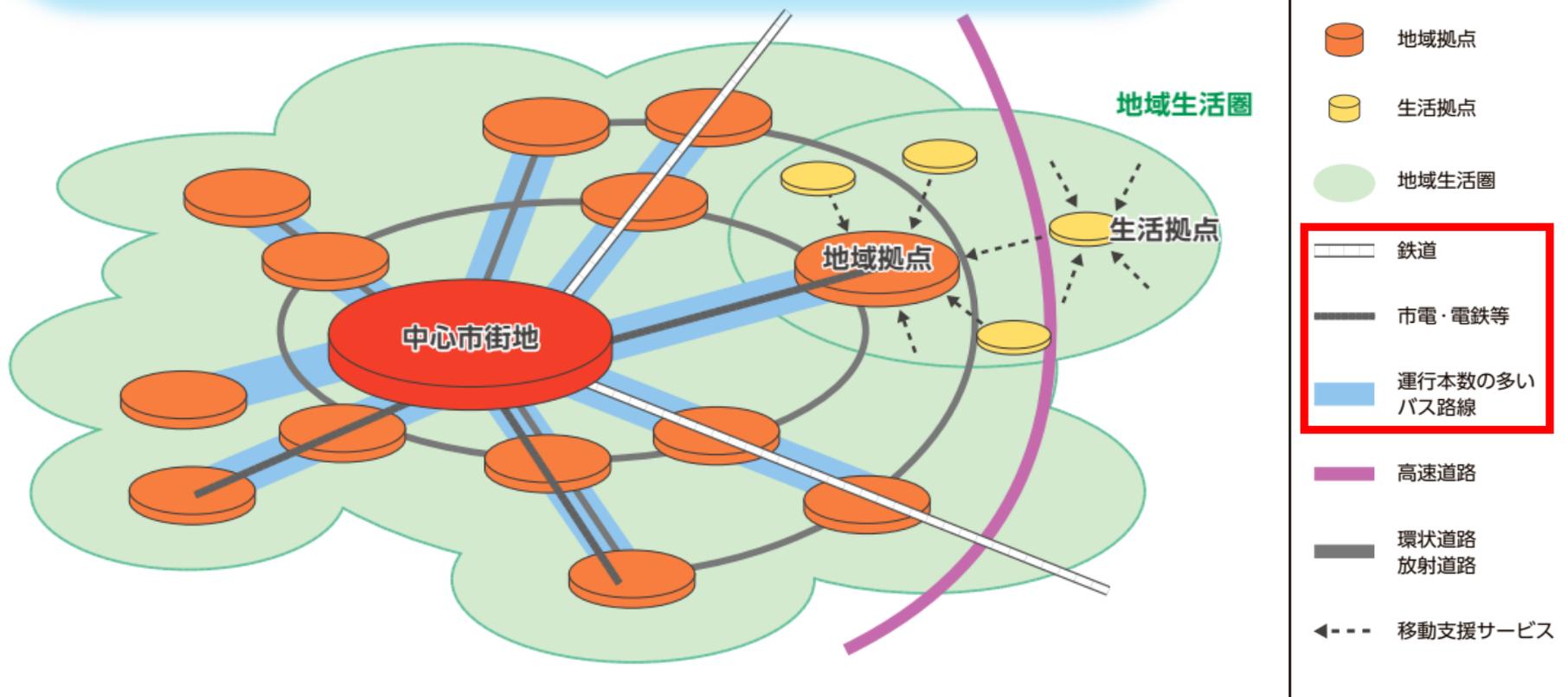
1. 本市が目指す公共交通の将来像

■ 目指す都市の将来像⇒「公共交通を基軸とした多核連携都市くまもと」

※熊本地域公共交通計画より

「多核連携都市」とは・・・

都市の骨格を形成する**中心市街地**及び**地域拠点**に、市民が日常生活を営む上で欠かせない**都市機能等を維持・確保**し、これらを**利便性の高い公共交通で結んだ都市構造**



▲ 多核連携都市のイメージ

※熊本市第8次総合計画より

1. 本市が目指す公共交通の将来像

■ 目指す公共交通の将来像⇒「誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通」

※熊本地域公共交通計画より



見込まれる将来

人口減少・超高齢社会の進展
※更なる利用者数の減少

望ましくない将来

公共交通が破綻し、
高齢者など多くの人の移動が困難な状況



積極的な施策の展開
効果的な公的資金投入

公共交通利用者数を増加

⇒公共交通を誰もが利用したくなる便利な乗り物

利便性向上策等

交通事業者の収益の改善

・基幹公共交通機関の機能強化

- ※定時性・速達性・輸送力の向上
- ※路線や運行本数の拡大 等
- ・交通結節機能強化（乗継しやすさの向上）
- ・公共交通の利用促進（バス・電車無料の日等）等

- ・バス路線網の再編
- ・運輸連合などの検討 等

行政の支援

- ・コミュニティ交通の導入
- ・赤字バス路線等への補助 等

2. 市電の延伸「（仮称）東町線」の概要

- 熊本都市圏では交通渋滞が常態化し、主要渋滞箇所数については、3大都市圏を除き、政令指定都市 **ワースト1位**
- 「**自動車の利用を1割削減、公共交通の利用を2倍にし、渋滞を半減**させる」という方向性を県市で共有（R6.7）
- 「**（仮称）東町線の市電延伸**」は、自動車交通から公共交通への転換を図るための **1歩目**となる本市の**重要事業**

■事業概要

整備延長	L = 約 1.6 km	 <p>▲ 健軍町電停イメージ（一部単線化）</p>
総事業費	約 1 4 1 億円	
電 停	新設 4 か所、 改良 1 か所	
利用者増	約 2, 3 0 0 人/日 約 8 4 万人/年	
自動車利用削減	約 2, 0 0 0 台/日	
備 考	熊本高森線は一部単線で整備	

■開業までのスケジュール（案）

	R6				R7		R8		R9	R10	R11	R12	R13
	i	ii	iii	iv	上	下	上	下					
（仮称）東町線整備	基本設計（修正）				実施設計・用地測量		建物調査 用地・補償						供用開始
	工 事												



3. (仮称) 東町線の整備効果と各種施策の一体的な展開

- ✓ 各区において各種公共交通施策を総合的・一体的に展開することで、
 - ・正のスパイラルを加速させ「誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通」、
 - ・自動車利用 1 割削減、公共交通利用者を 2 倍に増加させ、交通渋滞の半減を実現

◆(仮称) 東町線の整備

市電の利用者増加
 →約 2,300 人/日
 (約 84 万人/年)

渋滞・環境負荷の低減

- ✓自動車からの転換：約 2,000 台/日
- ✓CO2 排出削減：約 425 トン-CO2/年間
 ※アクアドーム約 29 個分の森林面積

収益の改善
 →運賃収入
 約 129 百万円/年増

アクセス性向上

- ✓朝ピーク時 市民病院～熊本市役所
- ・自動車 約 55 分
- ・市電 約 34 分 (▲ 21 分)

サービス水準の向上
 →運行本数維持・増便
 →車両更新、連結車両導入 等

◆各区で各種公共交通施策を展開

- 鉄軌道の更なる充実等
- 交通結節機能強化
 (乗継しやすさの向上)
- 公共交通の利用促進
 (バス・電車無料の日等) 等

自動車から公共交通へ転換
 公共交通利用者の増加

人口減少下でも
 公共交通が維持

高齢者、免許返納者等が
 不便なく通院・買い物等できる

正のスパイラル

赤字バス路線
 への補助金縮小

更なる公共交通への投資・充実
 ex) AI デマンドタクシー導入エリアの拡大 等

公共交通のサービス
 水準の向上

公共交通の
 収益の改善

全市的な渋滞等の低減

4. (仮称)東町線の整備に伴う都市計画の概要

■主要地方道 熊本高森線の現状

①



健軍町交差点付近

②



東町1丁目交差点付近



4. (仮称)東町線の整備に伴う都市計画の概要

■ (通称) 自衛隊中通りの現状

①



②



4. (仮称)東町線の整備に伴う都市計画の概要

■ 都市計画の変更理由

本市では、今後の人口減少、超高齢社会の進行を見据え、第2次熊本市都市マスタープランにおいて、都市の骨格を形成する中心市街地及び地域拠点に市民が日常生活を営む上で欠かせない都市機能等を維持・確保し、これらを利便性の高い公共交通で結んだ「多核連携都市」を都市構造の将来像として掲げている。

そのような中、公共交通利用者数の減少、自動車への過度な依存による慢性的な交通渋滞及び自動車を運転できず自由に移動できない高齢者等の増加などの課題を踏まえ、今後、公共交通は今以上に市民生活にとって必要不可欠なものになると見込まれる。

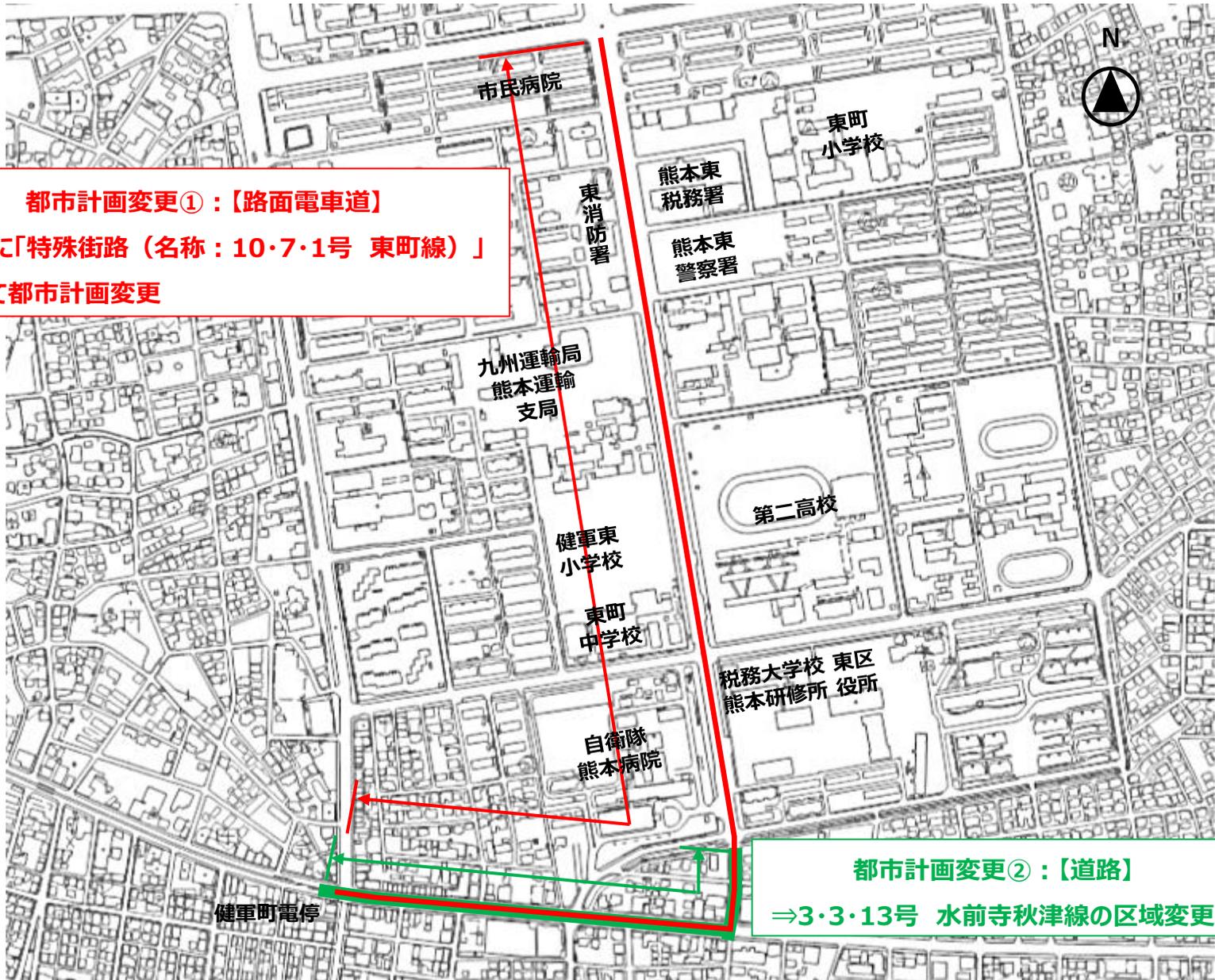
そこで、本市では、多核連携型の都市づくりを進める観点から、中心部と各方面の地域拠点等を結ぶ8軸を基幹公共交通軸に設定し、各軸において基幹公共交通の機能強化を図ることで、誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通の実現を目指している。その取組の一つとして、定時性、速達性、輸送力に優れる路面電車（市電）を延伸し、自動車から公共交通への利用転換を図ることとしている。

都市計画道路3・3・13号水前寺秋津線は、都市圏内外の広域的な交流の促進や中心市街地と周辺市町村間との放射型の交通需要に対応するため、昭和36年に都市計画決定され、本市の主要な基幹公共交通として、中央区出水1丁目から東区若葉1丁目まで路面電车道が配置されている。

この度、都市交通の利便性増進に向けた路面電车道の配置のため都市計画道路10・7・1号東町線を都市計画に定めるとともに、付加車線の確保など道路空間の再配分に伴う道路区域の拡幅のため都市計画道路3・3・13号水前寺秋津線の都市計画変更を行うもの。

4. (仮称)東町線の整備に伴う都市計画の概要

■都市計画道路の区域の変更



都市計画変更①：【路面電車道】
⇒新規に「特殊街路（名称：10・7・1号 東町線）」
として都市計画変更

都市計画変更②：【道路】
⇒3・3・13号 水前寺秋津線の区域変更

4. (仮称)東町線の整備に伴う都市計画の概要

■ 計画の概要

■ 都市計画変更①：【路面電車道】

・市電延伸に伴い、路面電車道を整備するため、路面電車道部を特殊街路として都市計画道路に位置づける

()内は旧

種別	(-) 特殊街路
名称	(-) 10・7・1号 東町線
位置	(-) 起点 熊本市東区若葉1丁目
	(-) 終点 熊本市東区東町3丁目
区域 (延長)	(-) 約1,600m
車線数	-
幅員	(-) 6.5m
構造形式	(-) 地表式

4. (仮称)東町線の整備に伴う都市計画の概要

■ 計画の概要

■ 都市計画変更②：【道路】

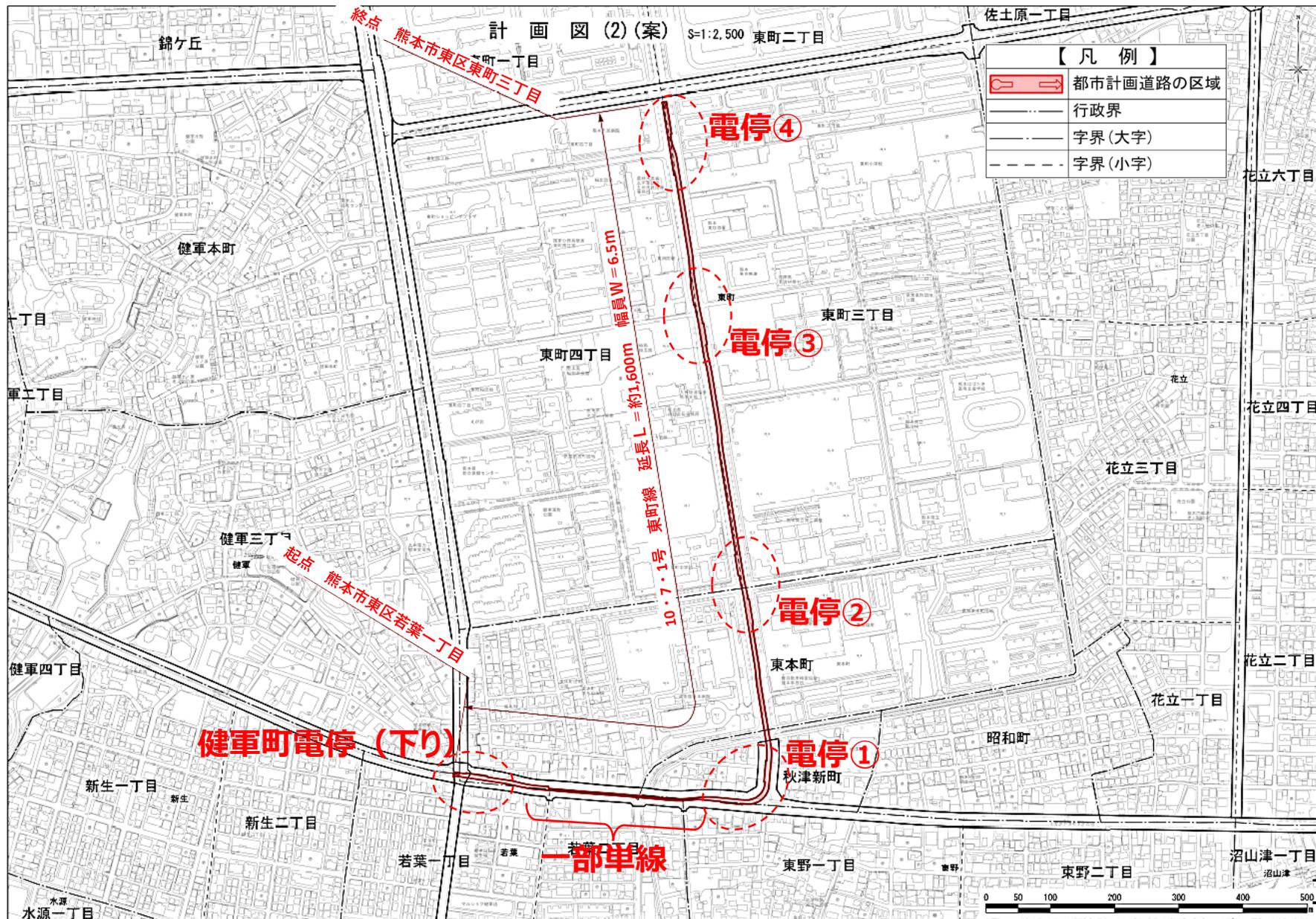
・路面電车道整備に伴い、道路拡幅が必要となるため、都市計画道路の区域を変更する

()内は旧

種別	(//) 幹線街路
名称	(//) 3・3・13号 水前寺秋津線
位置	(//) 起点 熊本市中央区出水1丁目
	(//) 終点 熊本市東区沼山津4丁目
区域 (延長)	(//) 約4,950m
車線数	(//) 4車線
幅員	(//) 22m
構造形式	(//) 地表式

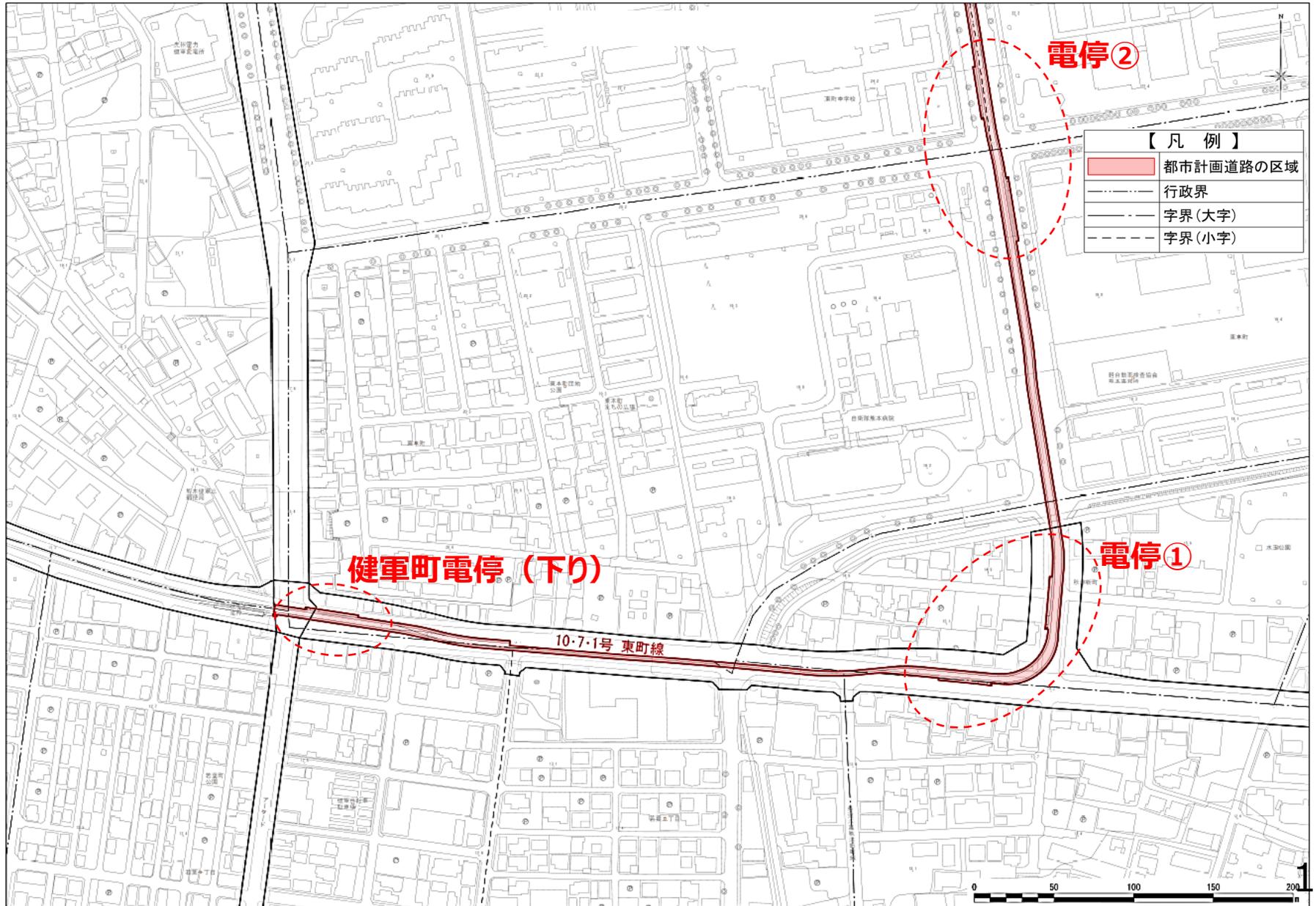
4. (仮称)東町線の整備に伴う都市計画の概要

■東町線 計画図 (2)



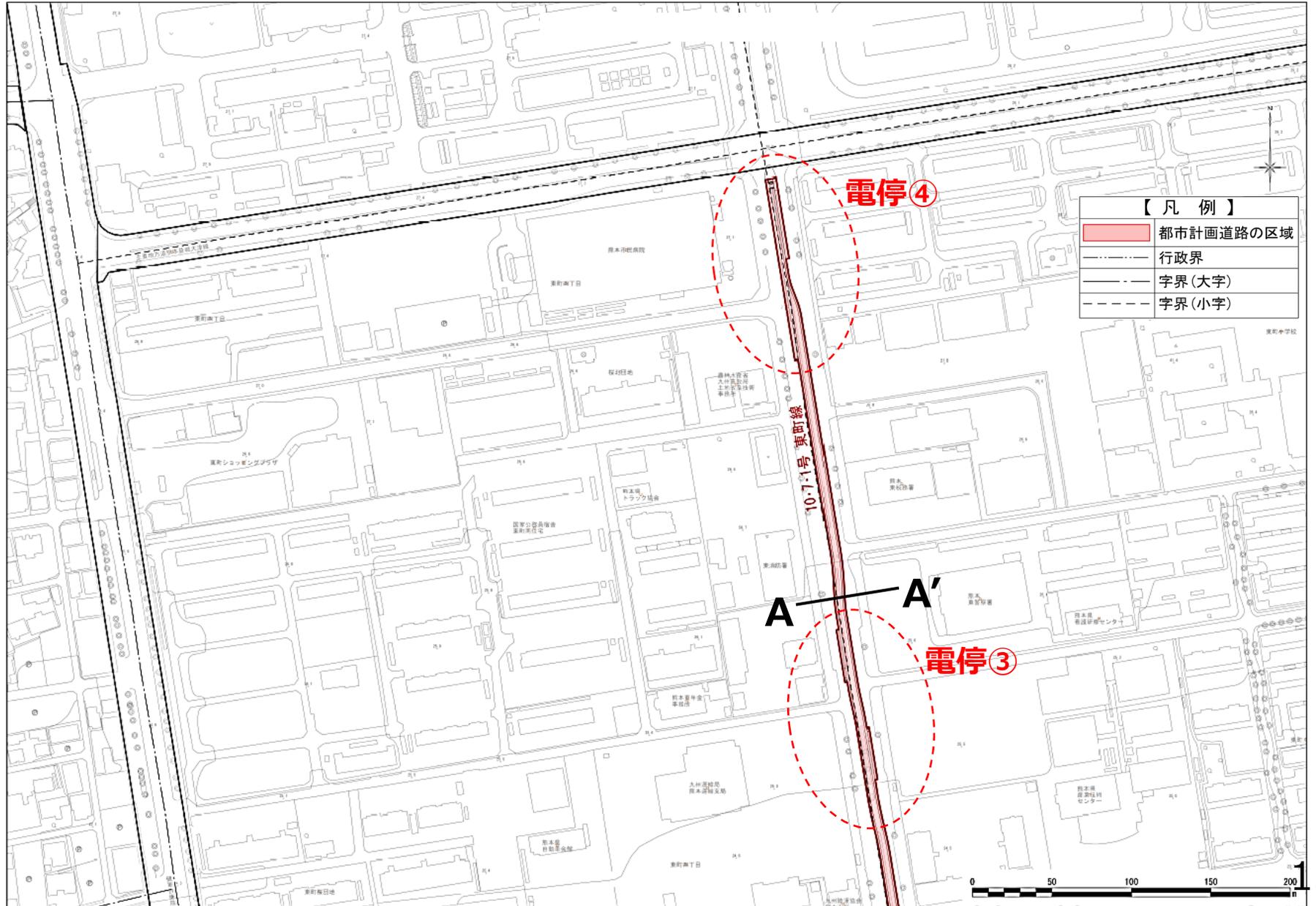
4. (仮称)東町線の整備に伴う都市計画の概要

■東町線 計画図 (2)



4. (仮称)東町線の整備に伴う都市計画の概要

■東町線 計画図 (2)



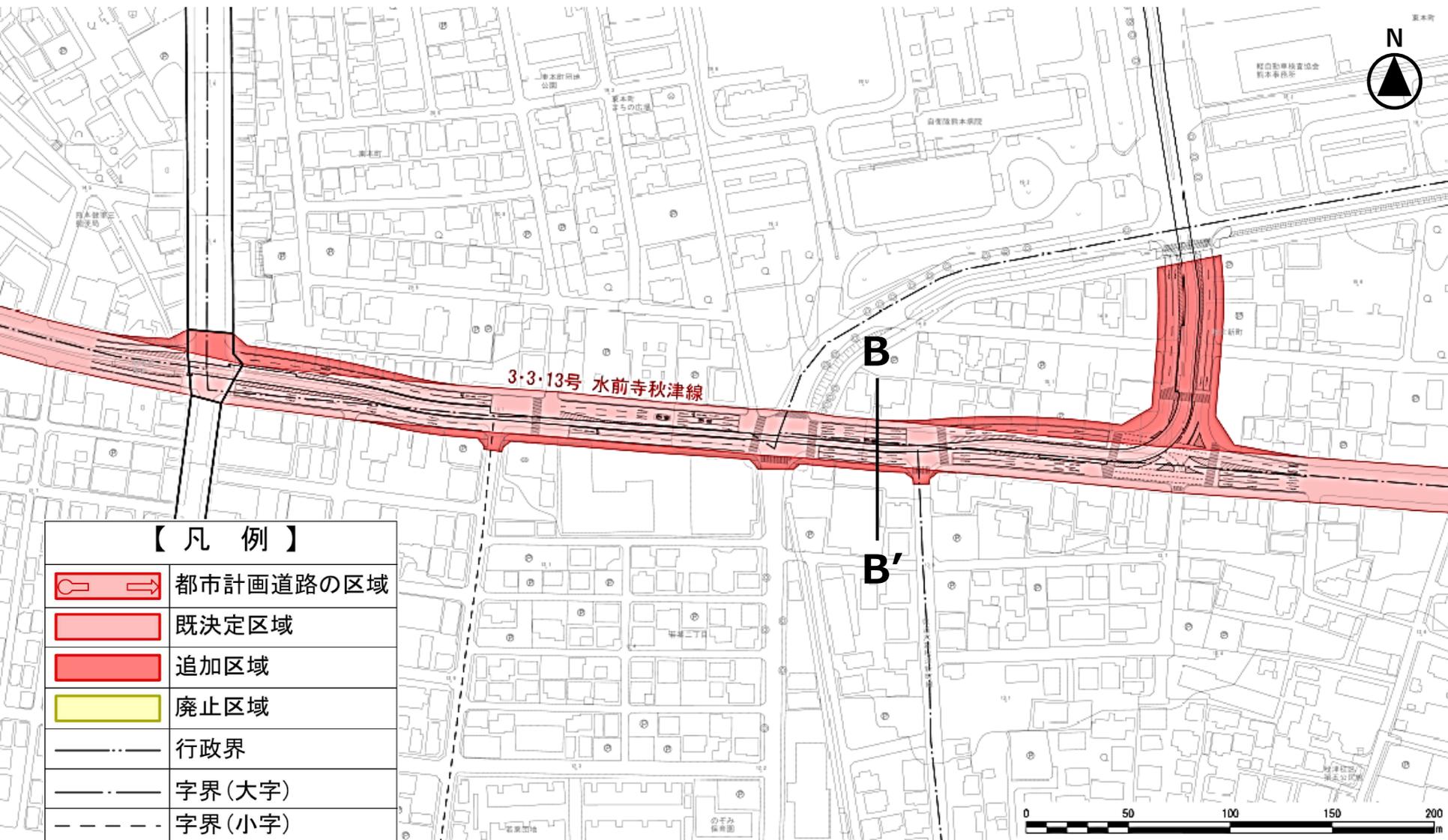
4. (仮称)東町線の整備に伴う都市計画の概要

■水前寺秋津線 計画図 (1)



4. (仮称)東町線の整備に伴う都市計画の概要

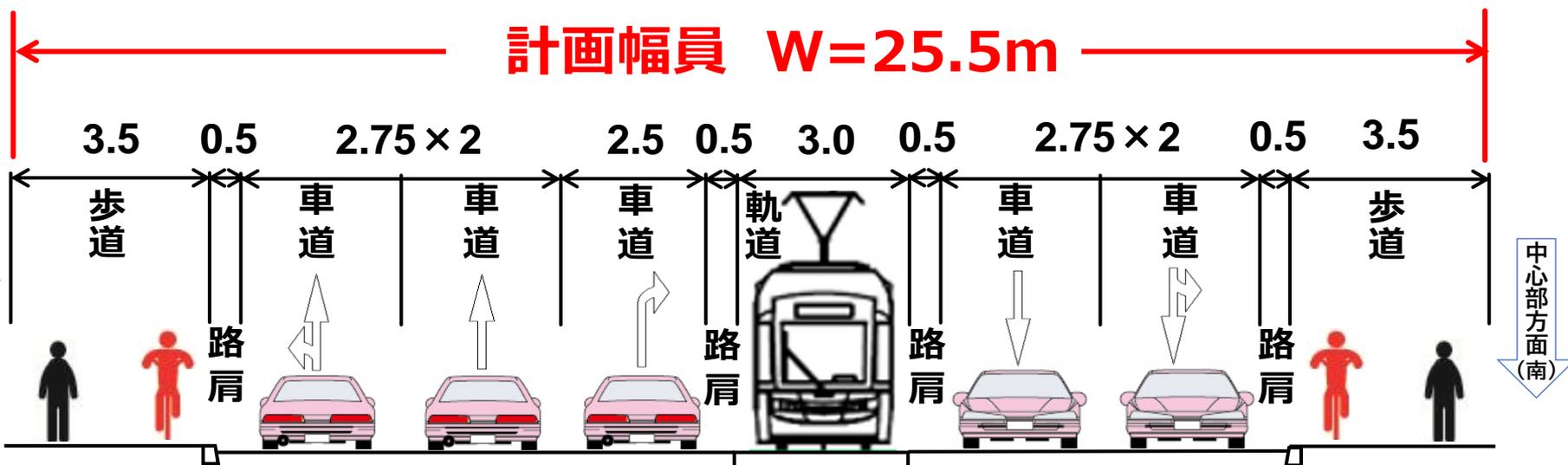
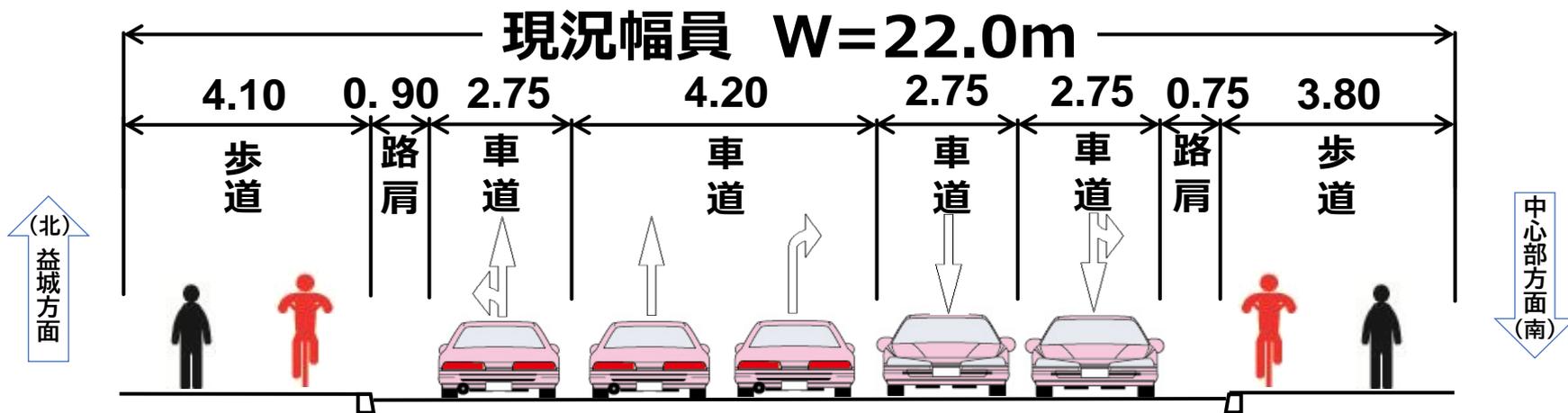
■水前寺秋津線 新旧対象図 (1)



4. (仮称)東町線の整備に伴う都市計画の概要

■水前寺秋津線 標準断面図 (B-B'断面)

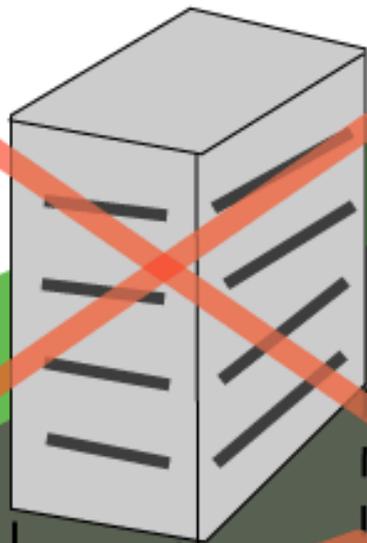
※参考図



5. 都市計画制度の概要

○都市計画制限について

鉄筋コンクリート構造
など容易に移転、除却
ができない建築物



階数が2階以下の木造、
鉄骨造り等の建築物



地下を有する建築物

都市計画決定する区域
(建築制限が課される区域)

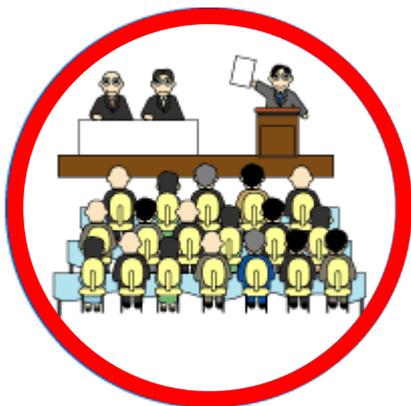
5. 都市計画制度の概要

○都市計画決定手続き

素案説明会

都市計画の素案に住民の皆さんの意見を反映させることを目的に行う。

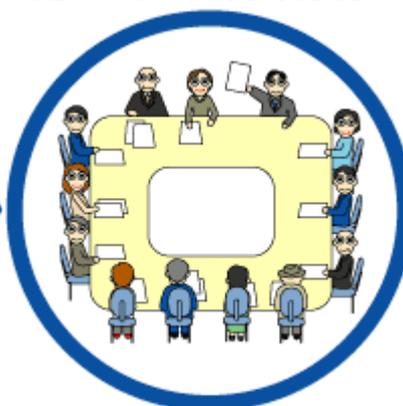
素案説明会



公告・縦覧



都市計画審議会



都市計画決定の 告示



5. 都市計画制度の概要

○都市計画決定手続き

公告・縦覧

公告された縦覧場所により、2週間の都市計画図書の縦覧を行う。

⇒縦覧期間中、意見書の提出が可能（提出先：熊本市都市政策課）

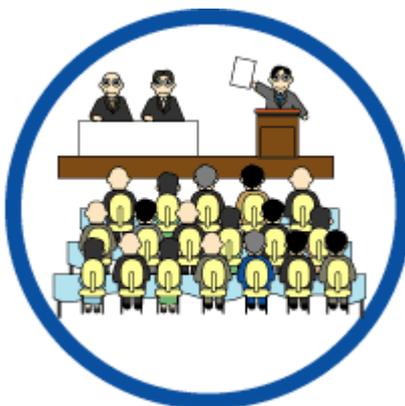
縦覧場所

- ◆熊本市都市政策課
- ◆東・西・南・北区 総務企画課

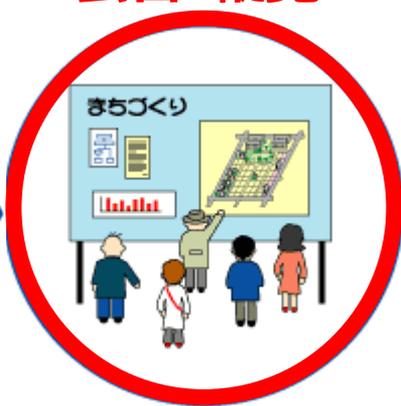


▲ 都決図書の縦覧イメージ

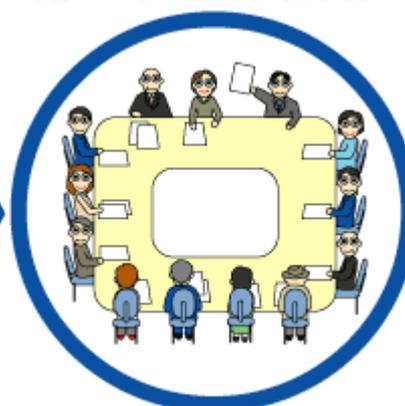
素案説明会



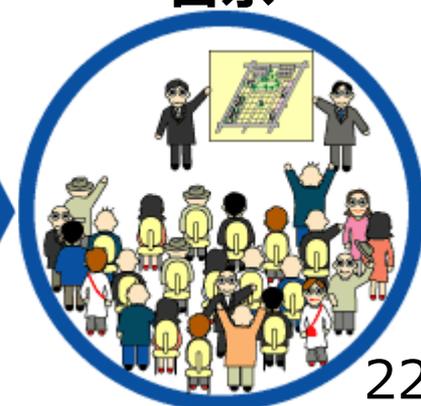
公告・縦覧



都市計画審議会



都市計画決定の 告示



5. 都市計画制度の概要

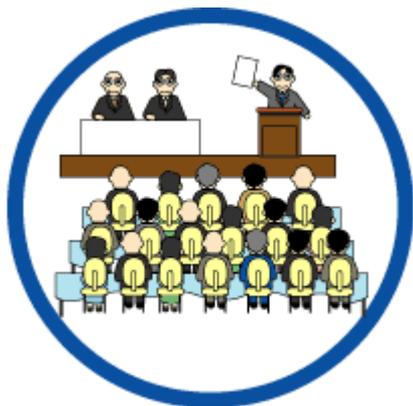
○都市計画決定手続き

都市計画審議会（法定）

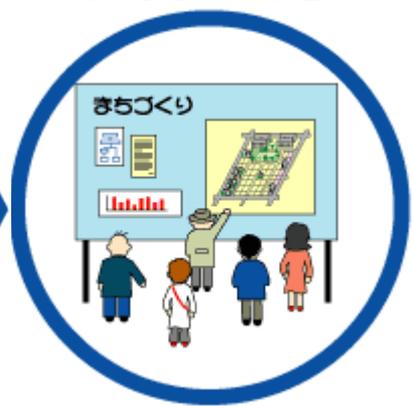
学識経験者等の第三者からなる都市計画審議会を設置のうえ、都市計画を決める前にその案について調査・審議を行う。

審議会メンバー：学識経験者等の第三者

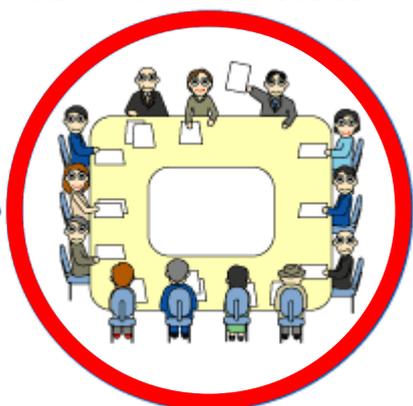
素案説明会



公告・縦覧



都市計画審議会



都市計画決定の告示



5. 都市計画制度の概要

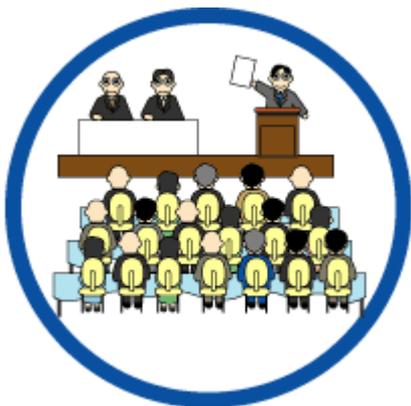
○都市計画決定手続き

都市計画決定の告示

以下の内容について告示する。

1. 都市計画の種類
2. 都市計画の変更に係る土地の区域
3. 縦覧場所

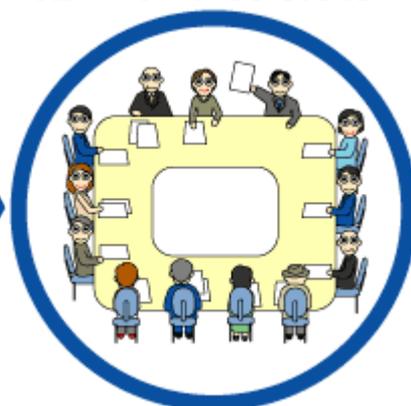
素案説明会



公告・縦覧



都市計画審議会



都市計画決定の告示



6. 今後のスケジュール

説明会の開催（本日の説明会）

⇒10月5日、9日、13日、15日に開催

本日

案の公告・縦覧
(2週間)

縦覧場所

- ◆熊本市都市政策課（本庁11階）
- ◆東・西・南・北区 総務企画課

11月中旬
～12月上旬
<予定>

熊本市都市計画審議会

12月下旬
<予定>

都市計画決定の告示

1月
<予定>₂₅

6. 今後のスケジュール

都市計画
決定



事業
認可

①事業の概要説明

②調査・測量・設計



③用地・物件調査

④用地交渉

⑤契約・調印



⑥工事説明

⑦工事

⑧供用開始

▲ 健軍町電停イメージ